

令和4年度 第4回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

会議名称	令和4年度 第4回佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	令和4年10月7日(金) 午後1時15分～午後3時
開催場所	佐倉市役所 議会棟2階第3委員会室
出席者等	委 員：早坂委員長、斉藤副委員長、秀島委員、山本委員、 泉委員、本間委員、伊藤(瑞)委員、宇梶委員、桑原 委員、中川委員、伊藤(幸)委員、黒木委員 事務局：こども政策課 上野課長、藤崎副主幹、清野副主幹、 鈴木副主幹、ダドバンド主査、横田主任主事、中野主 事
会議議題	議題1 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて 議題2 その他

【1 開会】

【2 議題等】

●議題1 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

●議題2 その他

【3 閉会】

議題Ⅰ 第2期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

(資料を用いて、現行計画の見直しについて、子どもの貧困対策について説明)

(事務局)

すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に策定した第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画は、国の基本指針において「計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行う」とされていることから、今年度中に中間見直しを行うこととしている。

今回の中間見直しに当たっては、現行計画中の教育保育施設の量の見込みと確保量等の見直しに加え、この計画の中に位置づける形で、新たに、子どもの貧困対策についての計画を定めることとしている。

なお、本日は、時間の都合上、新たに策定する子どもの貧困計画の説明を中心に行うため、現行計画の見直し部分については、簡潔に説明する。

資料Ⅰについて、今回の主な見直し箇所について反映した、新旧対照表になっている。今回の中間見直しの項目にあたっては、大きく3点となる。

1点目が、第4章：教育・保育施設に係る量の見込みと確保量について

2点目が、第4章：地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保量について

3点目が第5章：基本施策の展開についてとなる。

第4章のみ見直し点を抜粋して説明する。

1点目が、教育保育施設に係る必要利用定員総数(量の見込み)と確保の内容(確保量)についてである。教育・保育の提供に関する事項となるが、計画策定時である令和元年度に実施したニーズ調査の結果等を踏まえて、どの程度の定員数が必要なのか。それに対してどのように確保をするのか。施設整備の規模などを計画したものとなる。

今回の見直しでは、令和元年度から令和4年度については、実績値を入力し、令和5・6年度は、支給認定区分ごとの実績値と当初計画値が乖離している場合や、確保内容について変動が生じているものについては、実態に合わせるよう修正を反映した。

見直し後の計画についても、量の見込みに対する確保量に不足は生じていないことから、十分な確保ができている。

次に、2点目、地域子ども・子育て支援事業についてである。

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の実情に応じた子育て支援に関する

事業であり、具体的な見直し方針については、1点目の「教育保育の提供」と同様、「令和元年度から令和4年度については、実績値を入力し、令和5・6年度は、支給認定区分ごとの実績値と当初計画値が大きく乖離している場合などは、今回見直しを行っている。

主な修正箇所としては、大きく2点ある。

1点目は、各事業の【現状】、【確保の内容】について、令和4年度時点の情報に修正した。これは、事業実施を取り巻く環境が変わっていることなどがあるため、最新の表記に改めるものとなる。

次に【量の確保と見込み量】について、令和5・6年度の計画においては、当初計画値より乖離が大きい場合に、今回見直しを実施しているところだが、制度改革を実施し、量の見込みと確保量の見直しを行った「一時預かり事業」についてのみ、抜粋して説明する。

一時預かり事業の幼稚園型部分について、施設数に変動は生じていないが、実績値に基づき、令和5・6年度の量の見込み及び確保量を修正した。

見直し後の計画についても、量の見込みに対する確保量に不足は生じていないことから、十分な確保ができています。

次に、一時預かり事業の一般型についてとなります。一般型については、育児負担解消や近年の子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応する為、今年度より制度改革を実施し、運用しています。

当初計画では令和5・6年度においては増減なしの計画となっていたが、現時点では、令和5年度より臼井・千代田区域にて新規開始予定1施設、令和6年度より志津南部区域で新規開始予定1施設の計画となっている。

これにより、令和5年度・令和6年度分の量の見込み・確保量についてもそれぞれ1施設分増として、今回見直しを行っている。

見直し後の計画についても、量の見込みに対する確保量に不足は生じていないことから、十分な確保ができています。

なお、令和2年度～4年度の量の見込み（利用実績）については、現計画に対して大幅に下回ったが、これは新型コロナウイルス感染症の影響が大きな要因となっている。コロナ禍にありながら一定数の利用があることからニーズは高く、今後も利用数の増加が見込まれている。

（委員長）

現行計画の見直しについて、意見・質問等あるか。→特になし

(事務局)

続いて、子どもの貧困対策について説明する。

資料「第3回会議(書面会議)による意見の計画への反映」について、8月に実施した第3回会議(書面会議)にて出た意見を計画に反映するために、整理したものとなる。意見については、主に計画書の中の「現状と課題」の部分と、施策の展開の部分に反映している

意見については、とりまとめ後要約し、分類した。計画書に掲載していくため、掲載のための分類として、計画書の中に施策の方向性として設定している。

例えば「外国籍の子どもへの学習支援の充実」に関する意見については、家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、教育や学習の機会が得られるように、「教育、学習の機会均等の推進」に分類し、「教育の支援」の中で推し進めていくものとして記載している。

なお、実際に出た意見については、「参考資料 第3回会議(書面会議)による意見一覧」にある通りとなる。

続いて資料「第3回会議(書面会議)による意見 質問事項抜粋」について説明する。

1つ目、学習においてタブレットの使用に関して、施設に Wi-Fi を導入できないかについて、現状、佐倉市では観光拠点のみに佐倉市フリーWi-Fi を設置している状況である。こちらの質問に関しては貴重な意見として、今後の参考にする。

2つ目、三重県で使用されているような、子どもの日常の保育や教育場面の姿を観察するツールを使っている園はありますかということだが、佐倉市の公立保育園では全年齢クラスで、発達の視点に照らしあわせて確認をし、日々の援助につなげている。

また、全施設において、就学する際には子どもの育ちや支援方法等も含めて保育要録等にて学校へつなげていく取組みを行っている。

発達のつまずきや、子ども自身の困り感を早期に発見し、必要な支援を実施していくためのツールを採用することについては、各施設へ積極的に働きかける事、また、有効な手立てを実施している施設との情報共有について前向きに検討し、保育の質の向上を図っていきたい。

3つ目、スクールソーシャルワーカーの配置、個々に応じた学習指導、高等学校での取組みの3つについてだが、教育委員会が所管している。

スクールソーシャルワーカーについて、佐倉市を担当しているスクールソーシャルワーカーは2名おり、県(北総教育事務所)から派遣されている。学校または佐倉市教育委員会がスクールソーシャルワーカーの申請をすることにより、派遣される。

スクールソーシャルワーカーは学校でのケース会議に参加し、改善への方向性についてアドバイスをを行い、また、関係機関との連携のコーディネートを担当する。児童生徒の状況により、スクールソーシャルワーカーの援助回数や時間については変わり、昨年度(令和3年度)のスクールソーシャルワーカーの主な相談内容は、

不登校、家庭環境、発達障害に関するものが多かった。

なお、スクールソーシャルワーカーの配置時間及び勤務時間は、千葉県が雇用しているため、市は把握していない。

個々の学習指導については、少人数指導を県及び市から14名の教員が配置され、13校で実施している。放課後学習を行っている学校もあるが、小学校は習い事に通う児童が多いことや中学校は部活動に参加する生徒が多いため、現状としては実施している学校は少ない。他にも、複数の教員がチームを組み、役割分担を明確にしながら指導するチームティーチングを行う学校があり、児童生徒の学習の定着と学習意欲の向上を図りながら授業を展開している。

高等学校での取り組みについて、市内の県立高校では、基礎学力について、振り返りや復習課程もしっかり実施している。

なお、現在高校生は、国、県の取り組みにより基本的には所得制限に応じて授業料免除となっており、生活保護・非課税世帯の子は、修学のための給付金も受けている。これに加え、佐倉市では、従来から就学援助の基準に準じて高等学校等奨学金を支給しており、国、県の制度において救えない部分のこどもたちへの支援も行っている。

4つ目、地方公共団体窓口のワンストップ化の推進等必要な体制づくりについて、佐倉市においてはこども家庭課に設置しているひとり親家庭自立支援員が相談相手となり、問題解決の手伝いやアドバイスをしている。相談内容によってより専門的な相談機関や支援制度につないでいく形となっている。

5つ目、所得を増大させるためにどのような支援をしているのかについて、ひとり親に対する取組みとして、就労や仕事のスキルアップに必要な技能資格を取得するため、指定講座の受講料の一部を助成する自立支援教育訓練給付金、就業に結び付く可能性の高い専門資格等の取得を目指す方を対象とした高等職業訓練促進給付金などの資格取得支援を行っている。

6つ目、ファミリーサポートセンターの当日依頼について、現在、援助活動の申し込みは原則として3日前としている。当日の申込は、サポーター（提供会員）を見つけることが難しく、また急を要するため、その依頼の対応にアドバイザーがかかりきりとなり、通常の業務に支障が生じてしまうことがある。また、サポーターの負担等も考慮し、安全のためにも引き続き事前予約を原則にしたいと考えている。

7つ目、今回の書面会議による意見などからその後意見をどのように政策に反映していくかについて、各委員からの意見については、意見の要旨や要素を拾い上げ、計画書の中に、現状・課題・施策の方向性といった部分に反映している。

8つ目、小中学生の情報格差や GIGA スクール構想について、所管は教育委員会となる。家庭におけるインターネット環境については、昨年、家庭における Wi-Fi 環境の調査を行い、市内全家庭のインターネット環境を把握した。Wi-Fi 環境が整っていない家庭については、市がルーターを貸し出し、通信料を負担すること

により、全ての児童生徒が家庭でインターネットを活用できているため、情報格差は無いものと捉えている。

佐倉市 GIGA スクール構想については、全ての学校でタブレット端末を活用して各教科、特別活動などで積極的に学習活動に取り入れている。加えて、学校の実情に照らして子供たちがタブレット端末を自宅へ持ち帰り、学習に取り組んでいる。今年度は、積極的に取り組んでいる学校の実践例等を授業公開や情報共有するなど情報教育の発展に努めている。

続いて、「資料3 子どもの貧困対策について(たたき台)」の説明をする。
昨年度に実施した子どもの生活状況調査や、本年度の子育て支援推進委員会、庁内検討会、部会の会議の中で出た意見を基に、子どもの貧困対策に関する計画のたたき台としてまとめたものとなる。

子ども子育て支援事業計画の中に盛り込むため、「第6章」として作成しており、参考資料の計画の体系(案)のとおり、計画の各基本目標を横断するような形で、子どもの貧困対策を進めていくものとなる。

資料をみていくうえでのポイントについて、主に3つある。

1つ目が、子どもの貧困対策の計画の構成として適切かどうか。

2つ目が、現状、課題について捉え方が適切かどうか。

3つ目が、施策の展開の内容や指標の考え方が適切かどうか。

以上3点をポイントとして、意見を伺いたい。

たたき台の中の1 子どもの貧困対策計画の策定にあたって、策定の趣旨、背景、計画の位置づけ、対象、期間、進捗管理について、掲載している。

(1) 計画策定の背景・趣旨だが、令和元年度の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正に伴い、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的に実施することを目的とし、国において「子供の貧困対策に関する大綱」が見直され、基本的な方針や重点施策が新たに示された。

このような状況を踏まえ、佐倉市においても、困難な状況にある子どもたちがいることが推測されることから、すべての子どもたちが、前向きで希望を持って健やかに成長できるよう、環境の整備や教育の機会均等などを進め、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、佐倉市子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込む形で、子どもの貧困対策推進計画を策定するものとなる。

(2) 計画策定の位置づけについて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村における子どもの貧困対策についての計画」として位置付けている。

(3) 計画の対象は、妊娠期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とするが、こども基本法の趣旨に鑑み、次期計画(R7~)においては、「子ども」は「心身の発達の過程にある者」とし、その家庭、地域、企業なども

計画の対象に含めるようにしたい。

(4) 計画期間、計画の進捗管理については、佐倉市子ども・子育て支援事業計画に準ずる。

次のページ、「2 子どもの貧困と日本の子どもの状況」について、子どもの貧困とはどういうものなのか、まだ空欄となっているが、国の子どもの貧困対策に関する動きなどを掲載する予定。

「3 佐倉市の子どもを取り巻く状況」について、昨年度各課からのデータを基に、子どもの貧困に関わるものについて、主なものを掲載している。

「4 令和3年度佐倉市子どもの生活状況に関する実態調査結果」について、昨年度実施した調査の概要と結果を抜粋して掲載している。

「5 佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題」について、さきほどの調査結果や今年度実施した子育て支援推進委員会での委員の皆様からの意見を基に、経済的に厳しい状況におかれているであろう世帯における現状と課題をまとめている。

例えば、会議において、何か困難な状況がある子を見つける場合、いろいろな人が集まる場所があれば、大人の目があり、気づきがあるため、早期に見つけることにつながっていくという意見があった。こちらについて、P17の【気兼ねなく問題を打ち明けられる相談支援に向けて】の課題の部分で、「いろいろな人が気軽に利用でき、たくさんの大人の目があるような居場所作りが必要」といったように課題として捉え、盛り込んでいる形となる。

またその他、子どもの生活や環境の安定には、まず親の安定が大切という意見については、P16【保護者への支援に向けて】の課題の部分で、「保護者の経済的、精神的な安定に向けた支援が必要」として、課題に盛り込んでいる。

このような現状、課題に対して、子どもの貧困対策の推進に関する法律や子供の貧困対策に関する大綱、千葉県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、4つの類型に分類し、施策に取り組んでいく形とした。

「6 子どもの貧困対策の全体像」について、見開きのページで全体が見られるようになっている。前ページの現状、課題から子どもの貧困対策について、4つの類型に分類し、施策を展開していく。なお、前回までの会議では、5つの分類を想定していたが、会議での意見や課題などを整理し、「保護者に対する就労支援」と「経済的支援」を統合し、4つの分類とした。

分類について、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者の就労・経済的支援」については、子どもの貧困対策に関する法律の中でも規定されているものとなる。「支援につなぐ体制整備」については、本委員会でも意見が多かったため、千葉県の計画を参考に、相談先に関する整備や連携について、1つ類型を作成し、推進していくものとしている。

「7 子どもの貧困対策に関する施策の展開」について、先ほどの現状と課題を基に、子どもの貧困対策で、推進していくべきものとして掲載している。

類型ごとに説明する。教育の支援について、(1) 学校を中心とした教育支援と(2) 教育や学習の機会均等の推進に分けている。

(1) については、学校教育を充実させていくことで、家庭や生まれた環境にかかわらず、学力が保障され、また、個々の状況に応じたきめ細やかな教育を推進することができる考える。

(2) については、本委員会での意見でもあったが、家庭の状況や環境にかかわらず、学習環境などの支援体制を整えるものとなっている。

下の表の「佐倉市の取り組みの状況」になるが、今回、子どもの貧困対策の施策に関するデータを載せている。貧困対策については、例えば相談件数のように、件数が増えれば周知が行き届いていると言えるが、同時に問題が増えたとも捉えられることもあることから、単純に数を増やす(もしくは減らす)といったような目標という形式だと載せづらいと考えたため、このような掲載方法としている。

教育の支援においては、記載のとおり「就学援助費の支給率」と「生活保護世帯の子どもの高校進学率」を掲載予定となっている。

生活の支援について、(1) 保護者の生活支援と(2) 子どもの生活支援に分けている。(1) については、子どもの生活の安定のため、保護者に対する自立支援や生活支援の整備が必要としている。(2) については、子どもが深刻な状況に陥ることを防ぐためにも、子どもの居場所作りなどを通して、子どもの生活の安定を推進していくものとなる。取り組み状況としては、「生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数」と社会との交流の機会という意味で「地域の行事への参加率」を掲載予定となっている。

保護者の就労・経済的支援について、(1) 保護者に対する就労支援と(2) 経済的な支援に分けている。(1) については、子どもの安定のためにはまず保護者の支援という意見から、家庭の経済基盤の確保のための支援の充実を図っている。(2) については、日々の生活を安定させるため、経済的負担を軽減することで、困難な状況を断ち切るきっかけとなる支援を行っていくものとしている。取り組み状況については、「児童扶養手当の受給者世帯数」と「ひとり親に対する就業・スキルアップ支援数」を掲載予定となっている。

支援につなぐ体制整備について、(1) 相談窓口の充実、(2) 支援人材の育成、(3) 連携体制の構築、(4) 社会全体での子どもの支援の4つに分けている。この項目は、子育て支援推進委員会などで意見が多かった相談先の充実や、連携について記載している。(1) については、困難な状況にある子どもを早期発見し、支援につなげていくための体制整備となる。子どもは自らが困難な状況にあることに気が付かない場合が多いため、気軽に相談できる体制が求められている。(2) については、周囲の大人が子どもの貧困に関する理解を深め、相談や問題に適切に対応していくための人材育成に関する記述となる。(3) については、別分野の団体や部署が連携を図ることで、それぞれの強みを生かしながら対応するた

めの体制づくりとなっている。(4)については、支援が届きにくい子どもたちにもアプローチできるように、社会全体で子どもを支援することが必要なことから、支援制度の利用促進や情報発信を行っていくものとなっている。取り組み状況については、「スクールソーシャルワーカーの対応件数」を掲載予定となっている。

続いて、「8 子どもの貧困対策に関する各種取り組み」となっている。こちらには、子どもの貧困対策に関する取り組みについて、掲載する予定となっている。第2回会議などにおいて、ある程度取り組みの例は示していたが、掲載するにあたって、分類の仕方や掲載単位など記載方法について、現在調整をしている。

(委員長)

事務局から説明がありました子どもの貧困対策のたたき台について、事務局からもあったようにポイントを絞って、意見を伺いたい。ポイントとしては、1つ目が「計画全体の構成」、2つ目が「現状・課題の捉え方」、3つ目がP20の「施策の展開の分け方と指標のあり方」についてとなる。

まず、1つ目の「計画全体の構成」について、意見や質疑等伺いたい。

(特になし)

(委員長)

次に2つ目の「現状・課題の捉え方」について意見や質疑等伺いたい。

(委員)

4つの類型に分けて進めていくという部分について、分析としてとても良いと思った。国の大綱や県の計画も踏まえ計画にしていこうということが大切だと思うが、記載の4類型について、とても説得力あるものだと感じた。

(委員)

資源量調査の結果を絞り込み、私たちの意見についても入れ込んでいるということとで、この4つの分類に沿って進めていくということは、わかりやすいと思う。

(委員長)

次に3つ目のポイントとして、P20の「施策の展開の分け方と取り組みの状況のあり方」について、施策の展開の分け方が適切か、また、取り組み状況の載せ方についてなど、意見や質疑等伺いたい。

(委員)

子どもの貧困対策について、取り組みの状況を把握していくのに、各種データを載せているが、こういったデータで把握していくということについて、勉強になりました。

(委員)

昔も貧困問題についてはあったと思うが、今ではこのように大きな問題になっていることが信じられない。保護者の生活支について、いろいろな考え方の保護者がいると思うが、中にはもう少ししっかりするべき方もいる。しかし、子どもには教育を受ける権利があるため、臨機応変に支援していくことが必要と考える。

(委員)

子どもには罪がないため、できる限り支援が行き届くようにするべきと考える。親への支援については、必要な人が必要な支援を受けるべきなので、適切な支給や支援が求められていると思う。

(副委員長)

P21の指標について、地域行事の参加率について、どのような行事へ参加するか、参加することが良いことかなど判断が難しいのではないかと考える。

(事務局)

今回、たたき台を示すにあたって、状況を可視化するような形を取りたかった。教育委員会が毎年行っている調査で地域行事の参加率については、調査項目があったため、状況を確認するデータとして掲載した。掲載については再度検討したい。

(委員長)

貧困問題というとスクールカウンセラーよりもスクールソーシャルワーカーの方が適切かと思う。スクールソーシャルワーカーは千葉県からの派遣かと思うが、2名の配置で足りているのか。

(事務局)

教育委員会では現状足りているとしている。

(委員長)

保育園では、困難な状況にある子どもについて、どのようにチェックしているのか。

(委員)

全園児というよりは、保育の中で支援が必要ではないかと感じた園児に対して、チェックしている。ただし、あくまでも園内で共有しているのみとなる。その他としては小学校に上がるときに児童要録を提出するときに、コメントを入れるような形となっている。それがどのように活かされているかはわからないというのが現状となっている。

追加の意見になるが、状況を把握するために数字を見ていくことはとても重要だとは思いますが、数字だけでなく、事例のような形でこのような相談があり、このように対応して改善に繋がったということを紹介しても良いのではないかと。

（委員）

P23について、連携体制の構築がすごく大切だと思う。スクールソーシャルワーカーの対応件数を入れているが、こういった意図で入れているのか。

（事務局）

スクールソーシャルワーカーは、さまざまな機関を繋ぐためのものであるため、連携体制の構築の状況を表すものとして挙げた。

（委員）

P23のスクールソーシャルワーカーの対応件数に関連して、学校としてつなげたいと思ったときに民生委員と学校とのつながりが乏しいと感じることがある。また、P21の生活の支援の状況として、地域行事への参加率については、貧困対策との関連がつけづらいと考える。

（委員）

貧困対策というどうしても経済的な対策に目がいきがちだが、教育の現場に携わっていると、親の自覚の無さが目立つことがある。親の精神的な支援が必要だと考える。保護者と信頼関係を結び、保護者をよくしていくという形でしか、子どもをうまく育てることはできないため、経済的な支援だけでなく、すぐに数字に出ないかもしれないが、親の精神的な支援も大切だと考える。経済的でも精神的でもどこかで貧困の連鎖を断ち切ることが必要で、幼児教育はその入り口だと思い従事している。

（事務局）

保護者のケアについては、すごく大事だと考えている。親が幸せか、親の笑顔があるかで子どもの幸福度や安定感がかなり異なってくるのではないかと。計画の支援につなぐ体制整備については、これから考えていかなければいけない視点ということで、問題を考えるときの基礎データという意味で数字を掲載したいと考えている。本日の意見を踏まえ再度検討したい。

議題2 その他

(事務局)

老朽化した佐倉図書館について、現在夢咲くら館として建設中であり、3月にオープンする予定。メインフロアの図書館スペースに一般図書、絵本・児童書コーナーがあり、それを取り巻くように子育て相談室や託児室、読み聞かせの広場などが配置されている子育てのエリアがある。その他、佐倉の歴史資料や文献も見られるような部分もあるため、興味がある方はぜひ利用していただきたい。

(その他、子育て関係のイベントの紹介)

閉会